

2012年2月28日

国立大学法人徳島大学長
香川 征 殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長代行 樋浦 明夫

国家公務員給与削減特例法に関する団体交渉の申し入れ

拝啓

国立大学や大学病院を取り巻く困難な情勢の中、日々大学や病院の発展のためにご尽力のことと拝察いたします。

さて、2月23日（木）午後、国家公務員給与削減特例法案が衆議院を通過し、2月中には成立の見込みです。今後、国立大学法人に対しても、同法案に準拠した給与削減の要請がなされるものと予想されます。これは未曾有の大幅な不利益変更であり、もし本学においても導入するとなれば、労働契約法第10条の規定により、組合との団体交渉における合意形成が必要なプロセスとなります。つきましては、早急に団体交渉の開催を申し入れます。

昨年11月の学長との懇談会では、まだ全く情勢が不透明で、学長としても「事前のシミュレーションはできる段階ではない」ということでした。現時点でもいまだ、国立大学法人への要請がどのような形で行われるか、運営費交付金の減額幅はどれぐらいになるかなど、不透明な点が多いですが、現時点で想定されるいくつかの場合につきまして、大学としてどのような対応を取ることができるか、事前にご回答いただければ、学内の意見を聞くなどの準備ができますので、よろしく願いいたします。

以下に、現状で予想される場合に対する対応策について提案いたしますので、ご検討いただければと思います。

国からの給与削減の要請については、人事院勧告についての前回の閣議決定と同様に、「独法については自律的・自主的労使関係で、国家公務員を参考にしつつ決めるべし」など、国家公務員よりも下げ幅を圧縮することも大学独自の判断で可能であることを含ませる表現でなされるのではないかと思います。

また、運営費交付金の減額については、

- ① 運営費交付金のうち、積算根拠の人件費相当分の7.8%が減額配分（ないしいったん交付後に返納）される。

- ② 運営費交付金（平成 22 年度：約 125 億円）の 7.8%（約 9 億 7 千万円）が減額配分（ないしいったん交付後に返納）される。
- ③ 運営費交付金から、大学全体の総人件費（約 184 億円）の 7.8%（約 14 億 3 千万円）が減額配分（ないしいったん交付後に返納）される。

などの場合が考えられますが、おそらく①の可能性は低く、②である可能性が高いのではないかと思います。その場合、単純計算で総人件費の約 5.2%の減額で済むことになります。また大学独自の補填措置として、いくつかの事業の先送りで物件費を人件費に充当するなどした場合には、下げ幅をさらに圧縮することも可能ではないかと思われま

もし、名目上の下げ幅を「平均 7.8%」にしないと世論の風当たりが問題になるということであれば、たとえば裁量労働制を取っている教員についてはみなし労働時間を現行の 7 時間 45 分から 8 時間（ないしそれ以上）として、毎月超過勤務手当を支給するという形にすることで実質上の手取り額の下げ幅を減らすことも可能です。先ごろ病院で実施されましたように「一時金」という形で補填するという策も可能です。

国立大学や大学病院を取り巻く困難な情勢については承知しておりますが、引き続き「徳島大学のために頑張って働きたい」と思えるような大学運営を行っていただけますよう、心よりお願いいたします。

敬具

記

1. 国家公務員給与削減特例法案に関連して団体交渉を申し入れます。
2. 期日はなるべく早くを希望します。
3. 大学としての現状認識と検討中の対応策、上記組合側提案の実現可能性などについて、交渉の事前にご回答いただくことを希望します。

以上